

国分寺市西部地区拠点親子ひろば事業 業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

令和 6 年 11 月 1 日

国 分 寺 市

【事務局】

国分寺市 子ども家庭部 子育て相談室

地域支援係

担当：杉野、原嶋、今枝

住所：〒185-0034

東京都国分寺市光町三丁目 13 番地 20

電話：042-572-8138

FAX：042-572-0481

E-mail：kodomokatei@city.kokubunji.tokyo.jp

1 業務の概要

(1) 件名 国分寺市西部地区拠点親子ひろば事業業務委託

(2) 事業目的

乳幼児とその保護者、妊娠期の方の交流の場のほか、利用者支援など、より充実した支援を提供する事業及び援助会員及び利用会員による市民相互援助活動を推進する事業を実施することで、支援を必要とする子育て家庭等を支え、子育ての負担感や不安感を軽減するとともに、地域全体で子育てを支え合う仕組みを提供し、安心して子育てができるまちづくり、環境整備を行い、児童虐待の未然防止につなげることを目的とする。

については、優先交渉権者及び次席者の選定にあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から企画提案を募集し、この提案について一定の基準で審査を行うことで価格以外の提案部分を総合的に評価できる点から公募型プロポーザルを実施する。

(3) 業務内容

詳細は別添「国分寺市西部地区拠点親子ひろば事業に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照。

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

(5) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

なお、委託業務を継続することが適当でないと認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することがある。

(6) 履行場所

市の指定する場所

令和7年度：国分寺市光町三丁目13番地20

令和8・9年度：国分寺市光町一丁目46番地1

(7) 現状の課題等

これまで、子育て応援パートナー事業や親子ひろば事業において、主に0歳か

ら3歳までの子どもとその保護者に対し、子育てに関する相談や子育てを行う仲間同士の交流等を支援してきたが、その効果は限定的であり、支援を必要とする子育て家庭が地域子ども・子育て支援事業を十分に活用できるまでには至っていない。また、ファミリー・サポート・センター事業においては、援助をしてほしい会員が増加しているが、援助を提供する会員は増えていないため、地域における相互援助活動がうまく機能していない。

子育て応援パートナー事業における相談機能及び利用支援の充実、親子ひろば事業における支援の質の向上、ファミリー・サポート・センター事業における市民相互援助活動の推進を図り、子育て家庭に対する支援及び支援体制を強化する必要がある。

(8) 委託料上限額

117,651千円(非課税)

【内訳】	令和6年度	0円
	令和7年度	40,136千円
	令和8年度	38,430千円
	令和9年度	39,085千円

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案価格は合計委託料及び各年度の委託料上限額を超えてはならない。令和7年度は引越し費用等の積算が見込まれるため、上記の金額を設定している。

(9) 実施方法

公募型プロポーザル方式

2 プロポーザルの概要（スケジュール等）

(1) 事業者選定スケジュール（予定）

	項目	期間等
1	①プロポーザル方式等の実施の公表 ②実施要領等の配布	令和6年11月1日（金）から 令和6年11月22日（金）午後5時まで
2	質疑受付	令和6年11月1日（金）から 令和6年11月7日（木）午後5時まで
3	質疑回答	令和6年11月13日（水）

4	企画提案申込書・企画提案書等受付	令和6年11月14日（木）から 令和6年11月22日（金）午後5時まで
5	第一次審査（書類審査）	令和6年11月28日（木）
6	第一次審査結果通知	令和6年11月29日（金）
7	第二次審査（プレゼンテーション）	令和6年12月16日（月）
8	第二次審査結果通知	令和6年12月27日（金）
9	優先交渉権者との協議（提案内容に基づく仕様書最終調整）	令和7年1月23日（木）まで
10	契約締結	令和7年2月28日（金）

(2) 事業スケジュール（予定）

	項目	期間等
1	前提条件の整理、事業実施に向けた担当課との調整	令和6年度
2	事業実施	令和7～9年度

3 公募方法

(1) 公募方法

国分寺市ホームページ、電子調達サービス

(2) 募集期間

令和6年11月1日（金）から令和6年11月22日（金）午後5時まで

4 参加要件・参加申込

(1) 参加要件

本プロポーザルに参加する者は、以下の全ての要件を満たしている者とする。

（基本的な要件）

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していないこと。
- ② 国分寺市契約事務規則（昭和40年規則第5号）第35条の規定による資格審査サービスに登録された者であること。

- ③ 企画提案書等の資料の提出時点で国分寺市競争入札等参加資格者指名停止措置基準（平成 12 年要綱第 7 号）に基づく指名停止処分を受けていないこと。また同時点で国・地方公共団体（公社・公団を含む）から指名停止処分を受けていないこと。
- ④ 客観的に明らかに経営不振の状態に陥ったと認められる下記ア～オのいずれにも該当しないこと。
- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てがなされている。
- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てがなされている。
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている又は破産手続中である。
- エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。
- オ 銀行取引停止処分がなされている。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 21 号）第 2 条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑥ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。（その他の要件）
- ⑦ 令和 3 年度から令和 5 年度に地方公共団体から委託されている実績があること。実績として該当する事業は、「利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業（親子ひろば事業含む）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、母子保健関連事業、児童館関連事業」とする。
- ⑧ 本事業の実施について、令和 7 年度に限り火曜日から土曜日とし、令和 8 年度以降は、土曜日または日曜日を含めた週 5 日以上、かつ 1 日 7 時間以上、とすること。
- ⑨ 常勤職員を 2 人以上配置する。詳細は仕様書を参照すること。
- ⑩ 提案価格は合計委託料及び各年度の委託料上限額を超えてはならない。

(2) 制限事項

応募者 1 者につき複数の提案は認めない。

(3) 参加申込

実施要領等の配布

① 配布期間

令和 6 年 11 月 1 日（金）から令和 6 年 11 月 22 日（金）午後 5 時まで

配布時間：火曜日から土曜日

午前 8 時 30 分から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで

② 配布場所

〒185-8501 東京都国分寺市光町三丁目 13 番地 20

国分寺市立子ども家庭支援センター内

国分寺市 子ども家庭部 子育て相談室

※実施要領は、以下のホームページから入手することができる。

国分寺市役所ホームページ (<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/index.html>)

> 発注・入札 > 国分寺市西部地区拠点親子ひろば事業業務委託に関する公募型プロポーザルについて(ページ番号：1032039)

※電子調達サービスのお知らせにも掲載する。

5 企画提案参加申込書の提出

企画提案をしようとする者は、以下のとおり企画提案参加申込書を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、押印のうえ、指定された部数を提出すること。なお、完備されていない書類は一切受け付けないので留意すること。

書類名称	様式※1	提出部数	備考
企画提案参加申込書	様式第 1 号	1 部	
企画提案書	様式第 2 号	正 1 部 副 10 部	※ 2
事業者概要	様式第 3 号	正 1 部	
契約実績届出書	様式第 4 号	正 1 部	※ 3
見積書	様式第 5 号	正 1 部	※ 4

直近の法人事業税（地方法人特別税を含む）の納税証明書・納税証明書その1（法人税）・納税証明書その1（消費税及び地方消費税）		各1部	
---	--	-----	--

- ※1 様式のサイズは全てA4とすること。
- ※2 正本には事業者名を記載し、副本には一切記載しないこと。また、提案内容で事業者（応募者）が推測できるような記載は避けること。提案内容については、国分寺市西部地区拠点親子ひろば事業業務委託企画提案書（様式第2号）により作成すること。
- ※3 令和3年度から令和5年度に地方公共団体から委託されている実績について、年度ごとに契約日の新しい順に記載すること。また、その実績を証明する契約書等の写しを提出すること。
- ※4 見積書は仕様書等をもとに積算し記載すること。ただし、提案価格は、合計委託料及び各年度の委託料上限額を超えてはならない。

(2) 提出上の留意事項

- ① 様式は本実施要領によることとし、様式に合致しない場合は、受理しない。
- ② 企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。ただし、市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合がある。
- ③ 著作権は、それぞれの提案者に帰属する。
- ④ 事務局は、事業者選定の作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- ⑤ 提出された提案書の返却は行わない。

(3) 提出方法

提出期限までに、持参または郵送（書留、必着）にて原本を提出すること。郵送の場合は、発送後、事務局に電話連絡すること。

(4) 提出場所

〒185-8501 東京都国分寺市光町三丁目13番地20
 国分寺市立子ども家庭支援センター内
 国分寺市 子ども家庭部 子育て相談室
 電話番号：042-572-8138

(5) 提出期間

令和6年11月14日（木）から令和6年11月22日（金）午後5時まで（必着）

受付時間：火曜日から土曜日

午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで

6 質疑・回答

(1) 質疑書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、質疑の内容を簡潔に記した「質疑書」（様式第6号）を使用し提出すること。なお、以下の場合による質疑は受け付けない。

- ・電話等口頭での質疑
- ・問い合わせ期間外の質疑
- ・実施要領等に記載されていない事項に関する質疑

(2) 提出方法

質疑は、事務局まで電子メールにより行うものとする。電子メールの送信後に送信した旨を事務局まで電話連絡し、到達確認を行うこと。

事務局アドレス：kodomokatei@city.kokubunji.tokyo.jp

TEL：042-572-8138

(3) 質疑書提出期間

令和6年11月1日（金）から令和6年11月7日（木）午後5時まで（必着）

(4) 回答方法

質疑に対する回答は、令和6年11月13日（水）に、市ホームページに掲載する。（回答には事業者名を表示しないものとする。）

7 審査方法及び審査結果の発表

(1) 審査

選定にかかる審査（第一次審査及び第二次審査）は、「国分寺市地区拠点親子ひろば事業業務委託事業者選定審査会」（以下、「審査会」という。）が行う。

(2) 審査方法

本プロポーザルにおける審査方法は、第一次審査で提出された書類を採点方式により審査した後、所定の要件を満たす上位3者以内を第二次審査においてプレ

ゼンテーション及びヒアリングで総合的に評価し、優先交渉権者を選定することとする。

① 第一次審査

第一次審査は、企画提案参加申込書等を提出した者から、審査会が行う書類審査により第二次審査対象となる者を選定する。この場合、第一次審査の配点の6割以上の得点があることを条件とする。

選定者数は、得点の高い順に上位3者以内とする。3位の得点である事業者が2者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査会の決定によるものとする。

審査は、非公開とする。

公平性の確保のため、第一次審査は提案書に提案者名を記載せず、整理番号にて審査を行う。

第一次審査終了後、その結果を参加者全てに対して事務局から令和6年11月29日（金）（予定）に様式第7号で通知する。ただし、通過者には第一次審査終了後、電話又は電子メールで通知する。

② 第二次審査

第二次審査は、審査基準に基づき、プレゼンテーション・ヒアリングにより審査会が審査する。各事業者15分の説明時間と10分程度の質疑応答時間を設ける。このプレゼンテーション用としてのスクリーンは会場に用意するが、パソコン及びプロジェクター等の機器は各自で用意するものとする。プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書を用いて行うこと。プレゼンテーションを行うにあたり、企画提案書の内容を電子媒体に合わせるための形式的変更は認めるが、新規の内容を追加することは認めない。

実施日は令和6年12月16日（月）（予定）とする。場所や時間については第一次審査通過者に対し別途通知する。

審査は、非公開とする。

公平性の確保のため、第二次審査は提案書に提案者名を記載せず、整理番号にて審査を行う。

その他留意事項は以下のとおり

- A) 説明者は4人以内（機器の準備及び操作をする者も含める）とする。
- B) 説明者は審査時に際して、事業者名を伏せることとする。そのため、審査時に事業者名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないものとする。
- C) プレゼンテーションの順番は、提案書の到着順とする。なお、到着が同日同時刻になるなど、到着順が判断しがたい場合には提案者の五十音順とする。

③ 優先交渉権者1者及び次席者1者の選定方法

第一次審査と第二次審査の総合得点が、6割以上であることを必要要件としたうえで、最高得点者を優先交渉権者、2番目の高得点者を次席者として選定する。総合得点において、同点により1者を選定できない場合は、第二次審査の得点により決するものとする。それでもなお、1者を選定できない場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は、審査会の決定によるものとする。

④ 審査結果の通知・公表

審査会終了後、結果を令和6年12月27日（金）（予定）に様式第8号で通知する。あわせて、本件契約締結後、市ホームページで次の内容を公表する。

- ・プロポーザル実施要領
- ・国分寺市西部地区拠点親子ひろば事業業務委託仕様書
- ・評価集計表

⑤ 審査結果に係る説明

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）により市に対し、説明を求めることができる。市は、前述の者から説明を求められたときは、速やかに理由説明書により通知する。

- ・提出期限は、結果通知日の翌日から起算して7日（日・月曜日を除く）以内。
- ・受付時間は、火曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）。
- ・提出にあたっては、事務局へ持参提出のこと。

(3) 失格事項

次に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類等、本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者
- ② 提出書類の作成及び提出方法、提出期限を守らない者
- ③ 許容された表現以外の表現方法が用いられている者
- ④ 提出書類等に関し、故意に提案者が判別できるようにした者
- ⑤ 参加資格がなく提出書類を提出した者
- ⑥ 審査会委員または事務局関係者に対し、本事業に関する不正な接触を求めた者
- ⑦ 審査において、指定された時間に遅れた者
- ⑧ 第三者の著作権を侵害する提案をした者
- ⑨ その他、審査会が不適格と認めた者

8 審査項目（評価基準）

(1) 第一次審査及び第二次審査の評価項目等

①第一次審査

評価項目		評価内容	評価基準
客観評価	(1)	受託実績数	受託実績数が十分であるか 令和3年度から令和5年度の地方公共団体における受託実績数により採点する。 (様式第4号)
	(2)	業務運営体制	委託業務実施曜日は、地域の課題や市民ニーズをとらえた設定となっているか（土曜日・日曜日を委託業務実施曜日として設定しているか）※令和8年度以降 委託業務実施曜日により採点する。 (企画提案書)
			委託事業実施時間は、地域の課題や市民ニーズをとらえた設定となっているか（開所曜日における週あたりの事業実施時間） 委託事業実施時間により採点する。 (企画提案書)
		常勤職員を十分に配置しているか 常勤職員の配置人数により採点する。 (企画提案書)	
価格評価	(3)	提案見積額	— 提案見積価格により採点する。 (様式第5号)

②第二次審査

評価項目		評価内容	評価基準	
内容評価 (企画提案書・プレゼンテーション)	(1)	事業者実態関係	業務経験等が豊富であるか 本市における子育て支援に関する取組の現状と課題を十分に理解した上で、民間事業者の能力を活用し、本業務を通じて更なる推進に貢献できるか。	
		業務管理体制関係	統括責任者について、能力や経験を十分に有しているか。人員配置状況が的確かつ適切であり、業務管理等が適正に実施できるような体制が整っているか。 職員研修等、職員の意識向上・能力向上に向けた取組を行っているか。 福利厚生及び労務管理体制が整っており、人材の確保・定着を図る方策を講じているか。	
	(2)	衛生管理等の考え方や対策が明確であるか	施設内の利用者へ感染症等対策、清潔保持など、衛生管理に関する対応策が具体的に定められているか。	
		事故及び情報漏洩防止方策等、管理体制が整っているか	施設内の利用者及び援助活動への安全配慮や事故予防の方策が十分であるか。緊急時の対応体制が整っているか。 苦情対応や問題発生時の対応策、緊急連絡体制が明確になっているか。問題発生後の改善策等の検討体制が整っているか。	
		個人情報等情報管理の徹底、情報公開など、適正な事務処理体制が具体的に定められているか。		
		子育て応援パートナー担当者について、能力や経験を十分に有しているか。利用者との信頼関係を築くための考え方や方法が適切な提案となっているか。		
	(3)	子育て応援パートナー事業及び地区拠点親子ひろば事業における業務遂行能力を十分に備えているか	利用者が適切な支援を円滑に利用できるようにするための情報収集や提供、相談等を行う体制について、具体的かつ実現可能な提案となっているか。 関係機関及び地域子育て支援活動団体等との連携の体制づくりについて、具体的かつ実現可能な提案となっているか。	
		親子ひろば事業における業務遂行能力を十分に備えているか	子育て親子の交流を促進させる方法や工夫が具体的であり、実現可能な提案となっているか。 地域の課題や講習等の目的と期待する効果を踏まえた上で、講習の内容・講師に偏りがなく、講習等の実施内容が具体的かつ実現可能な提案となっているか。	
		ファミリー・サポート・センター事業における業務遂行能力を十分に備えているか	市民に分かりやすい広報等、援助会員増加に向けた取組が、具体的かつ実現可能な提案となっているか。 援助活動の促進に向けたサポート方法や交流事業が具体的かつ実現可能な提案となっているか。 登録申請及び活動報告等の各種手続きについて、ICTの活用等、利用会員・援助会員にとっての利便性が向上する工夫を凝らした取組があり、具体的かつ実現可能な提案となっているか。	
		国・都等の子育て施策の動向や本市の今後の展開を理解し、的確に質疑に回答しているか	説明がわかりやすく、理論的であり、業務に対する取組意欲が感じられるか。質疑に対し、的確に回答できており、提案書及びプレゼンテーションとの整合性が取れているか。	
		(4)	業務理解関係	説明がわかりやすく、理論的であり、業務に対する取組意欲が感じられるか。質疑に対し、的確に回答できており、提案書及びプレゼンテーションとの整合性が取れているか。

(2) 参加に係る費用

プロポーザル企画提案書等の作成に要した一切の費用は、参加者の負担とする。

9 その他

(1) 契約方法

① 優先交渉権者との契約の流れについて

市は、優先交渉権者に選定された者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させる。

② 契約交渉及び見積書の提出

市は、優先交渉権者に選定された者と契約交渉を行い、見積徴収を行う。

③ 合意に至らなかった場合

優先交渉権者と契約条件等で合意に至らなかった場合、本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合、又は地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する場合には契約締結を行わないこととし、次席者と契約締結の交渉を行う。

④ 業務委託契約に関する事項

契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。

⑤ 費用の負担

契約にあたって協議に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。また、次席者と契約締結交渉を行う場合には、協議に要する費用は次席者の負担とする。

(2) その他

① 本プロポーザルに提出された書類の提出後における内容の変更は認めない。

② 本募集は、1者以上をもって成立とする。

③ 企画提案書等について本プロポーザルに参加した事業者等から国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）に基づく公開請求があった場合は、同条例に基づき公開・非公開の判断を行う。また、同条例第9条に該当する恐れのある内容については、事業者の了解を得た場合のみ公表する。

④ 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。

⑤ 提出された書類等一式は、返却しない。

⑥ 優先交渉権者は市のホームページで公開する。

⑦ 本プロポーザルに係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表及び市が必要と認める場合には、提出された書類等は無償で使用できることとする。

⑧ 本プロポーザルの作成のために本市より受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。

⑨ 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認

められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作権に関する責めは使用した提案者が全て負うこと。

- ⑩ 審査結果についての異議申し立ては認めない。
- ⑪ 企画提案参加申込書提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに様式第9号により辞退の申し出を行うこと。